

# 空家・空き地をお持ちの方へ

## 「空家バンク制度」への登録及び交渉・契約の流れ

### Step 1 仲介業者の選択

ホームページに掲載されている登録事業者リストから物件の売買・賃貸借の仲介を希望する登録事業者を選択してください。

※登録事業者との仲介契約が締結されていない場合は、空家バンクへの登録はできません。



### Step 2 登録事業者と契約

登録事業者と売買・賃貸借の仲介契約を締結してください。



### Step 3 物件の登録

「空家等台帳登録申請書兼誓約書（様式第1号）」及び「空家バンク登録カード（様式第2号）」に、①登録事業者との空家等の仲介に関する契約書、②土地及び建物の全部事項証明書（発行から1か月以内のもの）、③付近見取図（広域・詳細）・写真（複数方向）・間取り図、④同意書（共有名義の場合）、⑤その他町長が必要と認めるもの等、必要な書類を添えて提出してください。



### Step 4 物件情報の提供

登録物件の概要や間取り図、写真等を町のホームページや窓口で公開します。

※所有者の氏名・住所等の個人情報とは公開しません。

### Step 5 物件の交渉・契約

登録事業者の仲介により、交渉・契約をしてください。



※登録可能物件は、①賃貸借を目的として建築された住宅、②売買又は賃貸借することが適さない住宅、③主として不動産業を営むものが所有する住宅を除き、法令上、住宅を建築するための土地として認められるものです。

※空家等の売買・賃貸借における交渉・契約については、町は直接関与しません。また、契約等に関する疑義・紛争等については、当事者及び登録事業者間で解決するものとします。

※空家等の売買・賃貸借等の仲介に係る報酬については、法で定められた範囲内の仲介手数料が必要となります。